

議案第101号

佐野市国民健康保険税条例の改正について

佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年12月6日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.3」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐野市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険税の課税限度額及び税率を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 1 0 1 号参考資料

佐野市国民健康保険税条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)